

# 地方文化財行政の在り方について（概要）

「地方文化財行政に関する特別部会」まとめ（平成29年10月30日）

## I. 検討の背景

- 文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめ（平成29年8月31日）における意見

「景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である」

- 中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会（平成29年9月28日設置）

「現在、教育委員会が管理し、執行することとされている文化財保護に関する事務を、地方公共団体の選択によって首長の権限の下に置くことを可能とするかどうかについて検討」

## II. 地方文化財行政の現状と課題

〔特別部会における主な意見〕

### (1) 文化財保護に関する事務を地方公共団体の選択によって首長の権限の下に置くことについて

- 地方公共団体の判断により、文化財保護に関する事務を選択可能とする制度改正に賛成。事務の所管の判断は地方公共団体に任せてほしい。
- 首長は開発に傾きがちという先入観があるが、総体的にはバランス感覚がある人も多い。
- 保存と活用は車の両輪であり、一輪だけにならないよう法令上の明確化が必要。
- 首長部局に移管すれば文化財のより効果的な活用が期待できる。

### (2) 文化財保護に関する事務を首長の権限の下に置く場合に留意すべきことについて

- 専門性・技術的判断の確保方策として、地方文化財保護審議会の設置や専門的知見を持つ職員の配置。
- 政治的中立性や継続性等の確保方策として、地方文化財保護審議会や条例に基づく委員会等の第三者機関による確認。
- 多様なフィールドを経験した文化財の専門人材の養成が重要。
- 指導主事の配置やコーディネーター人材の確保、人事交流など、首長部局と教育委員会との連携が重要。
- 文化財の周知を徹底し、市民の理解を深めることが重要
- 開発行為と文化財の保存との利害対立の調整は、プロセスの透明性確保により克服するべき。
- どの部局にあれば必要な予算を確保でき、現実的に文化財を守ることにつながるかという観点からも考えるべき。

## III. 地方文化財行政の在り方

- 近年、地域の文化財を活用した地域づくりが進められるなど文化財を取り巻く社会状況も変化している。また、まちづくりや観光など他の行政分野との総合的・一体的な取組への需要が高まっており、地方公共団体の選択によって文化財保護に関する事務を首長部局に置くことを可能とする制度改正を求める声が地方公共団体から上がっている。

- 特別部会としては、「文化財保護に関する事務については、引き続き教育行政部局が担当することを基本とするが、社会状況の変化や地方公共団体からの声が上がっていることに鑑み、景観・まちづくり等の事務との総合的・一体的な事務の管理・執行を考慮し、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために必要かつ効果的であると当該地方公共団体が判断する場合に、条例により首長が担当することを選択できる制度とすべきと考える。

- その際、文化財は一旦滅失等すれば原状回復できないため、平成25年の文化審議会報告での4つの要請（※）に対応できる環境を整えることを条件とすべき。
- 文化財保護事務を首長部局、教育委員会のどちらが担当しても、文化財保護行政をさらに発展させることが何より重要であり、国は広い視野や専門知識をもった人材の育成・確保や、文化財保護予算の確保などの施策の推進を期待。

※「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」

